



# 米国のIR事情： FERPAとRegistrarについて

○藤原 宏司<sup>a</sup>・浅野 茂<sup>a</sup>・山本 幸一<sup>b</sup>

2019.8.22

大学評価・IR担当者集会2019（於：神戸大学）  
[R24] IR実務担当者セッション

<sup>a</sup>山形大学 <sup>b</sup>明治大学

# はじめに

---

- 米国の大学では  
「**データは大学のもの**」という考え方が一般的
    - Luna & Pearson (2003) ; 藤原・大野 (2015)
  - その要因の一つが  
「**FERPA**」と呼ばれる米国連邦法なのでは？
- 米国の大学へ訪問調査\*

\*平成29年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）基盤研究（C）  
「IR を活かす学内データ管理に関する研究：統合型データベース構築への第一歩として」  
（課題番号：17K04603, 研究代表者：藤原宏司, 研究分担者：浅野茂, 研究協力者：山本幸一）

# 訪問調査先

大学名	お会いした人
University of South Florida St. Petersburg	学長, 教育担当副学長, <b>レジストラー</b> , <b>IR室長</b> , IE室長, 国際交流室長
University of South Florida Tampa	教育担当副学長補佐, <b>IR室長</b>
University of Tampa	学部長, <b>IR室長</b>
North Dakota State University	プロボスト, <b>レジストラー</b> , EM室長
Bemidji State University	プロボスト, 教育担当副学長補佐, 教 育・学生支援担当局長, <b>レジストラー</b> , 学部長（全学部）, <b>IR室長</b>
Indiana University-Purdue University Indianapolis	<b>レジストラー</b> （機構）, IT部門長 （機構）, <b>IR室長</b> , IE室長

※米国の大学において、副学長補佐は学部長よりも上位となる

# 調査から分かってきたこと

---

- ① 学内データは、**統合型DB**で管理されている
- ② 米国のIR担当者は、**業務上必要とするデータ**にアクセスできる
  - ・ その際、学生や部署・部局の**許可や同意は必要ない**
- ③ その根拠の一つが**「FERPA」**という連邦法
  - ・ **教育機関の関係者は、正当な理由があれば必要とするデータにアクセスできる**
- ④ **「FERPA」**運用や、学生の入学から学位授与に至るプロセスの管理、さらに学生や教育の情報を公式に統括する責任者が**「Registrar (レジストラー)」**

# FERPA (1974) とは

---

## Family Educational Rights and Privacy Act (家族教育権とプライバシー法)

- **教育情報**の公開、アクセス、保持等について、**教育機関**が守るべきルールを規定
- 米国教育省から“何らかの援助”を得ている**教育機関**は、**FERPAを遵守する義務**がある

# FERPAの目的

---

1. 学生の**教育情報**を**保護**する
2. 学生の**教育情報**を**確認・修正**できる権利を保証する
  - a. 保護者の権利 → 学生個人の権利  
(**18歳 or 大学生**になると、権利が子供へ移る)
  - b. 誤った**教育情報**は、  
正しい手続きを経て修正できる

# 【FYI】 FERPAが保護している学生の権利

1. FERPAによって保護されている権利について説明を受ける権利  
(教育機関の義務、**毎年**)
2. 教育機関が保持している、自分に関する**教育情報**を**確認**する権利
3. 不正確な教育情報に関して、**修正**を求める権利
4. **個人を特定できる情報** (**Personally Identifiable Information; PII**) の公開に**同意**する権利
5. 教育機関が公開している自分の**ディレクトリ情報**に対して、その公開を**取りやめさせる**権利
6. 教育機関が**どのように学生の教育情報を取り扱っているか**を知る権利
7. FERPA遵守に関する苦情を教育省に訴える権利

基本的には在学している学生が対象

# 教育情報（Education Records）とは

教育機関が保持している、**特定の学生に直結する情報**

## 教育情報の例

- 名前
- 学生番号
- メールアドレス
- クラス名簿
- 成績情報
- 資格試験の結果

## 教育情報ではない情報の例

- 診療情報
- （入学しなかった）  
受験者の情報
- 家計情報
- 同窓生情報
- **集計データ**



# FERPAが規定する情報カテゴリ

## 教育情報

教育機関が保持している、**特定の学生に直結する情報**

### ディレクトリ情報

- 学生の**同意書なし**に学内外へ公開できる情報
- **各教育機関が定義**する

### 特定個人情報 (PII)

- 学内外への公開に際して、学生の**同意書が必要**な情報

**Registrarの職務**

# ディレクトリ情報とは

- 教育情報のうち、**学生のプライバシーに深刻な影響を与えるものではないと見なされる情報**

(例)

• 名前	• 住所	• 電話番号
• メールアドレス	• 入学年月日	• 所属／専攻
• 学年	• 所属クラブ	• 学位

- **注意**

- どの情報を「ディレクトリ情報」とするのは、**教育機関が決める → Registrar**
- 学生は、自分に関する**ディレクトリ情報の公開を制限**できる
- **ディレクトリ情報ではない情報が、特定個人情報 (PII)**

# 特定個人情報（PII）とは

- 公開された場合、  
**プライバシーの侵害**と捉えられる情報

(例)

- 学生番号
- GPA
- 性別
- 宗教
- 結婚状態
- SSN
- 時間割（現在）
- 誕生日（年齢）
- 両親
- 子供の有無
- 成績
- 人種
- 国籍
- 写真

# FERPA : 誰が教育情報に**アクセス**できるのか

---

1. 学生自身
2. 学生が許可した者（同意書が必要）
3. 両親（例外あり）
4. **正当な理由がある教育機関の関係者**
  - IR担当者や大学と契約している業者は、  
教育機関の関係者と見なされる
5. 裁判所によって認められた者

# 正当な理由とは？

---

## ■ 重要なキーワード

- Legitimate need to know
- Legitimate educational interest

→ **教育機関の関係者は、教育改善や大学改善等の「業務」に必要な場合、必要とするデータへアクセスできる**

→ データを入手した教育機関の関係者は、**入手したデータとプライバシーの保護に関して責任を負う**  
(Ensure student data privacy requirements are met.)

※ オンプレミスから**クラウド**へ

# 正当な理由の有無：誰が判断する？

---

## ■ 正当な理由の有無は**大学が判断**する

- 責任者： **Registrar**
- 論文作成等の**研究目的**や興味ベースの場合は、正当な理由が有るとは見なされない
  - ※ 研究を目的として教育情報入手するには、**学生の同意書**が必要
  - ※ さらに、**IRBの審査**が必要  
(Institutional Review Board)

# Registrarとは？

---

- 「Office of the Registrar」 や 「Records Office」と呼ばれる**部署の長**
  - 給与レベル（pay grade）：一般の教授ランク以上
  - 必要な学位：修士以上（大規模大学では博士号必須）

## 代表的な権限

- 学位授与の承認  
学位記に学長等と並んで  
「Registrar」のサインを記している大学もある
- 教育情報の確定・修正
- 教育情報へのアクセス権付与

## 当日投影のみ

写真やビデオ撮影はご遠慮ください。

SORRY





# Records Office の役割

- a. 時間割 & 教室配当の決定
- b. 履修登録科目の受理・認定
- c. 学生便覧管理・作成・決定
- d. 卒業要件が満たされていることを保証（卒業者の決定）
- e. 卒業式の運営
- f. 教育情報（学生、学籍・成績情報等）の管理、運用方法の決定
- g. 成績証明書や卒業証明書の発行
- h. FERPAトレーニングの実施
- i. FERPA等の**法令要件**が満たされていることを保証  
（学生のプライバシーが守られているか等も）
- j. 他部署と連携して**認証評価**等へ対応

※ 単一の部署で、**全学部 + 大学院**に関する上記の役割を担当

# 山形大学IR担当者としての悩み

---

## ■ データは入手できる

### 根拠

- IRシステムマネジメント規程
- IR情報データベースに係る情報保護管理規程

※ 入手したデータや「**プライバシーの保護**」は  
IRの責任となる

## ■ 悩み：このデータって提供しても良いの??

- 集計結果：OK
- PII系データ：???

# What would you do if ~

架空のデータリクエスト例：

英語教育の**効果検証**を行い**教育改善に役立てる**ため、以下のデータリストを提供して欲しい。

データ項目	
• 名前	• 英語Iの成績
• 学生番号	• 英語IIの成績
• センター試験（英語）	• TOEIC
• センター試験（国語）	

## 米国のIR担当者

- データを提供できる
- 不安だったら、  
**Registrarに確認**

## 日本のIR担当者

- ???

# まとめとして (1)

---

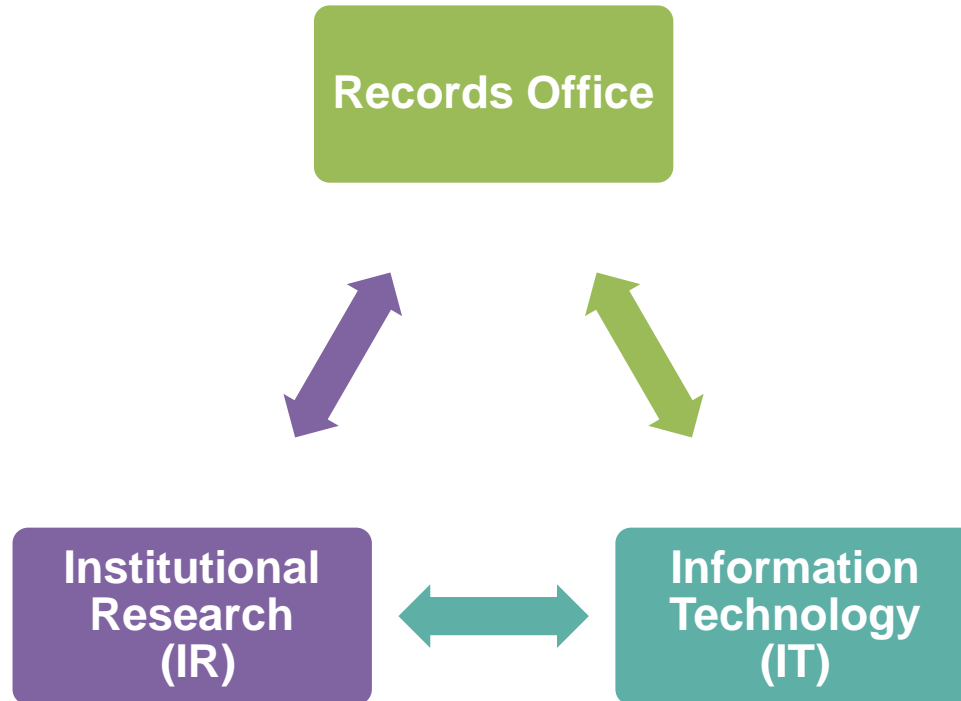
- 米国のIR担当者は、業務上必要とするデータにアクセスできる
  - ・ その根拠の一つが「FERPA」
- 米国の大学における教育情報関連の責任者が「Registrar」
  - ・ IR担当者は、判断が難しいデータリクエストへの対応について、「Registrar」に相談できる
  - ・ 教育情報に関するデータ提供の可否は、最終的に「Registrar」が決める
  - ・ より詳しい情報は、AACRAO\*に参加して勉強してきます

---

\* American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers

## まとめとして (2)

### ■ 米国の大学におけるデータの取り扱い



- **Records Office**  
データの取り扱いについて規定する部署
- **IR Office**  
データを分析する部署
- **IT Office**  
データを統合的に管理・保護する部署

# THANK YOU!

## ANY QUESTIONS, COMMENTS OR SUGGESTIONS?

---

藤原 宏司 | Koji Fujiwara, Ph.D.

[kfujiwara@cc.yamagata-u.ac.jp](mailto:kfujiwara@cc.yamagata-u.ac.jp)

